



《会計・税務の知識》 外貨建取引の換算方法について

はじめに

企業が外貨建取引を行った場合には、一定のルールに従い外貨を円換算してその取引に係る経済活動を記録する必要があります。一定のルールとしては、外貨建取引等の会計処理に関する実務指針や法人税法などがあり、これらのルールにより換算することになります。

1. 取引時の換算方法

区分	原則	継続適用
収益又は資産	T T M	T T B
費用又は負債	T T M	T T S

2. 決算時の換算方法

企業が決算時に外貨建ての資産や負債を有している場合には、下記の区分に従い換算する必要があります。

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	
外国通貨		決算時の為替相場により換算	期末時換算法	
外貨 預金	短期外貨預金		期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法 （法定換算方法）	
外貨 建債 権	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算 （ただし、旧商法による転換社 債については、発行時の為替相 場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法 （法定換算方法）	
外貨 建 有 価 証 券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場 により換算	期末時換算法	
	売 買 目 的 の 外 有 価 証 券	償還期限及び償還金額の あるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算 時の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額の あるもの（満期保有目的 外）	期末時価を決算時の為替相場 により換算（原則：換算差額は 純資産の部に計上、例外：換算 差額は当期の損益）	
		償還期限及び償還金額の ないもの（株式）	期末時価を決算時の為替相場 により換算（換算差額は純資産 の部に計上）	発生時換算法
		子会社株式及び関連会社 株式	取得原価を取得時の為替相場 により換算	発生時換算法

（「中小企業の会計に関する指針」より）

※網かけは会計と法人税法で原則的な換算方法が異なる区分

3. 選択の届出及び換算方法の変更

法定換算方法以外の換算方法を選定する場合には、その選定する事業年度の申告期限までに「外貨建資産等の期末換算方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある、いったん選定した換算方法については、原則3年間は継続適用をする必要があります。

選定した換算方法を変更する場合には、変更する事業年度開始の日の前日までに承認申請書を提出し、その承認を受ける必要があります。（担当：稲浦）